



経理の窓 5月号

平成26年5月1日号

5月5日は、立夏。若葉のみどり、赤や白、紫の花、そして太陽は、夏の光です。

今月の税務	法人税 地方税	： 3月決算法人の確定申告と納付 ： 自動車税の納付
-------	------------	-------------------------------

消費税法が改正されました。

平成26年3月に消費税法施行令等の一部が改正されました。主な改正内容をまとめます。

《簡易課税制度のみなし仕入率の見直し》

[改正の概要]

簡易課税制度のみなし仕入率が、次のとおり改正されました。

金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業に（みなし仕入率60%から50%に）

不動産業が、第五種事業から新たに設けられた第六種事業に（みなし仕入率50%から40%に）

[適用開始時期]

原則として、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

〈経過措置〉

平成26年9月30日までに「消費税法簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から、2年を経過する日までの間に開始する課税期間（簡易課税制度の適用を受けることをやめることができない期間）は、改正前のみなし仕入率が適用されます。

事業区分・みなし仕入率	改正前	改正後
第一種事業・90%	卸売業	卸売業
第二種事業・80%	小売業	小売業
第三種事業・70%	農林水産業・鉱業 建設業・製造業	農林水産業・鉱業 建設業・製造業
第四種事業・60%	料理飲食業・金融保険業	料理飲食業
第五種事業・50%	運輸・通信業 サービス業・不動産業	運輸・通信業・サービス業 金融保険業
第六種事業・40%		不動産業

* 製造小売業は、第三種事業になります。加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は、第四種事業になります。（例 材料の提供を受ける建設業）

《課税売上げ割合の計算における金銭債権の譲渡に係る対価の額の算入割合の見直し》

消費税の課税売上割合の計算、金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したものを除く）の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を試算の譲渡等の対価の額に算入することとされました。

[改正前] 金銭債権の譲渡対価の全額を資産の譲渡等の対価の額に算入

[改正後] **金銭債権の譲渡対価の額の5%を資産の譲渡等の対価の額に算入**

[適用開始時期]

平成26年4月1日以後に行われる金銭債権の譲渡について適用されます。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額(税抜き)} (\text{課税売上高} + \text{免税売上高})}{\text{資産の譲渡等の対価の額(税抜き)} (\text{課税売上高} + \text{免税売上高} + \text{非課税売上高})}$$

《輸出物品販売場制度の見直し》

免税販売の対象物品に一定の方法で販売する消耗品が加えられました。

外国人旅行者などの非居住者に対して、同一の店舗における1日の販売額が5千円超50万円以下の範囲内のものに限られます。

[適用開始時期]

平成26年10月1日以後に行われる消耗品の販売について適用されます。

国税庁のホームページに「輸出物品販売場制度の改正について」が掲載されています。

包装方法の詳細は、観光庁のホームページに掲載されています。

* 消耗品＝食品類、飲料類、薬品類、化粧品類



有限会社 たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>